



一般社団法人

東京都個人タクシー協会 会報

乗って安心個人タクシー

第88回 理事会の焦点

個人タクシーブランドの価値を高めるために

開催日時 11月24日(金) 午後2時

場所 日個連会館

決議事項 令和5年度上期事業報告並びに決算報告承認の件

櫻井会長が体調不良により欠席のため、富本副会長が議長を務めての開催となり巻く情勢について、富本副会長より左記の話がありました。

「10月1日からインボイス制度が始ま

りました。皆さんは、それぞれの団体において、自らの表示灯の持つ意味というものも十分にご理解いただいているものと思います。でんでん虫であれ、ちようちんであれ、このブランドの価値をともにさらに高めていきましょう。お客様に選んで利用していただく、そういうブランドにしていきましょう。

また先日ですが、マスターズ制度の認定委員会が開かれ、全ての申請が通って12月1日より新たなマスター(みつ星)事業者が誕生します。皆さんも引き続き『マスター(みつ星)』の継続を目指していただき、世間のお客様にも改めてこの制度を認知していただきたいと思います」

ライドシェア問題について

解禁議論が急浮上しているライドシェア問題への対応について質疑がありました。これに対し、富本副会長より「ライドシェアの問題は、今後の組織の方向性を占う、非常に大きな問題です。話し合いを重ねて協会としてのメッセージを発信していきたいと思っています。ただ一つ言えることは、我々はすでに運行管理、車両管理を責任を持って行前管理、許可をいただいても行いなさいという指導が追加され、こ

の3つの管理を行っています。このような管理の必要性について何も審議をしないで、ライドシェアを議論することは問題があると思っています。私たちは支部

に帰ったら必ず講習会等で運行管理、車両管理、それにプラスして健康管理について話をしていきます。そういう立場に立つと、やはり現状のライドシェアについては反対せざるを得ませんし、反対することは我々の経営環境を守ることに必要です。あくまでも利用者の利便と安全を守るという観点に立って、櫻井会長とも話をしっかりと行い、しかるべきところで声を上げていきたいなと思っています」と回答がありました。

決算報告について

正味財産について、
昨年(令和4年度)の会費値上げにより上期は25,383,913円増

加となりました。しかし、事業者数が前年同期比62.8%減少しており、引き続き注意深く見守っていく必要があります。

決議事項は原案通り可決承認されました。

都内個人タクシー現況 (令和5年11月1日現在)

許可事業者数 9,527名
(特別区、武三9,165名 北多摩130名 南多摩232名)

傘下事業者数 9,129名
(特別区、武三8,773名 北多摩127名 南多摩229名)

※集計方法は運輸行政と異なります。



ライドシェア問題について質問をする中田理事



関東運輸局長表彰

自動車運送事業運転者表彰

10月19日(木)午後2時より、横浜市の神奈川県立青少年センターにて、関東運輸局による「令和5年自動車運送事業運転者表彰式」が行われました。個人タクシー部門では、14名(東京9名、神奈川4名、埼玉1名)が受賞されました。

関東運輸局長山潔局長 式辞

自動車運送事業において輸送の安全の確保は最優先事項であります。昨年の交通事故による死者数は2610人で、警察庁が保有する昭和23年以降の統計で最少を更新いたしました。これは、皆



様の長年にわたる努力の賜物と考えます。一方、関東運輸局管内における事業用自動車の事故件数、死者数は自動車運送事業全体で減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いていたことなどにより、昨年は一昨年と比べ増加しております。このような状況を受け、事業用自動車総合安全プラン2025を踏まえた関東地域事業用自動車交通事故削減目標の達成に向けて、関東運輸局、業界団体および関係機関が連携し、更なる事故防止の取り組みを推進してまいり所存でございます。

皆様方におかれましても、本年7月からの電動キックボードの規制緩和など、道路交通環境が変わってきておりますけれども、引き続き他のドライバーの模範として、安全運転を心がけていただきたいと存じます。

結びに、本日の受賞を重ねてお祝い申し上げますとともに、本日の受賞を契機に、長年培われた技術と豊富な経験を、ぜひとも後進の指導育成に活かさせていただき、輸送サービスの安全と質の向上に引き続きご尽力賜りますようお願い申し上げます。

譲渡譲受認可書交付式

10月17日、18日の2日間にわたり、午後3時45分より個人タクシー会館にて関東運輸局による「個人タクシー認可書交付式」が行われ、東京では新たに65名の事業者が誕生しました。

業界の発展に貢献を

式のはじめに、関東運輸局東京運輸支局栗田英樹次長より、「あらたに個人タクシー事業者になられました皆様、誠にありがとうございます。心よりお祝い申し上げます。皆様方は新たな船出をすることとなりますが、公共交通としての役割を果たしていただくため、輸送の安全・安心の確保、そして法令遵守、最後にタクシー事業の活性化をお願いしたいと思います。一人ひとりが優秀適格者としての自覚を持って業務を遂行し、個人タクシーならではの利用者ニーズに対応した様々なサービスの提供に努め、タクシードライバーという職業が魅力あるものとなりますよう、皆様が模範となります。取り組んでいただければと思います。また、これからは法人タクシー時代のよう

個人タクシー事業者は優秀適格者の方々に許可が与えられております。誇りと自覚を持って営業にあたってください。業界の模範としてタクシー事業の発展に貢献されますよう、またご自身の健康に十分にご留意され、末永く無事故・無違反でご活躍される事をご祈念します」と式辞が述べられました。

うに運行管理者からの指導がないため、適切な自己管理ができなければ、最悪の場合事業許可の期限更新が認められず、個人タクシー事業を継続することが出来なくなります。自分自身を厳しく律して、適切な自己管理を行っていただきたいと思います。



代表者に認可書が授与された

令和5年 自動車関係功労者 大臣表彰

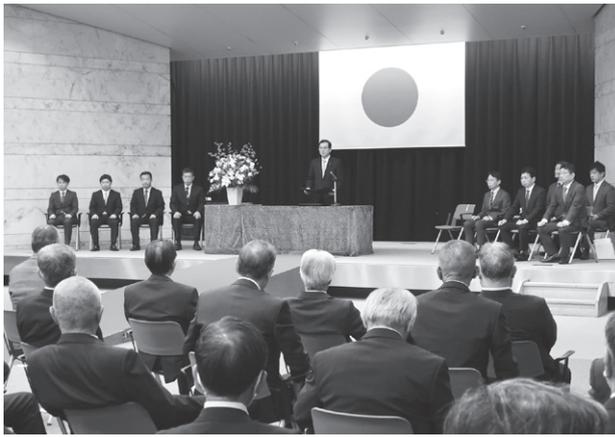


長年の功績を称えて

10月27日(金)午前11時より、国土交通省共用大会議室において、令和5年自動車関係功労者大臣表彰が行われました。長年の功績が認められ、晴れの受賞を果たした阿部好美さん(東個協・武三支部)と内田雅彦さん(全個人タクシー協議会)の喜びの声を紹介します。

斉藤鉄夫国土交通大臣 式辞 (代読 國場幸之助副大臣)

自動車交通業界において長年にわたりご活躍をされ、業界の発展に顕著な業績をあげてこられた皆様方、これまでのご尽力とご功績に対し、深く敬意を表したいと存じます。また依然として大変厳しい経営環境の



中、社会経済活動に必要な自動車の安全確保や人流を支える運送事業の維持に大変なご努力をいただいていることに対し、この場を借りまして、改めて感謝を申し上げます。言うまでもなく、自動車は全国津々浦々、私たちの暮らしに欠くことのない重要な移動手段であり、国民の暮らしと我が国の経済を支える極めて重要な役割を果たして

いますが、現在社会経済活動が取り戻されつつある一方で、物価高の影響や労働時間規制の強化、いわゆる2024年問題への対応が必須です。

国土交通省といたしましては、担い手確保の取り組みや生産性向上につながるデジタル活用の推進を図り、関連施策の着実な実施を全国で取り組んでまいります。自動車交通業界のより一層の発展のために、引き続き皆様方のご支援ご協力をお願いいたします。

阿部好美さん 東個協武三支部

これまでの日々を振り返ると「良い時もあるれば悪い時もある」という言葉に尽きます。それでも大病もせず入院もしない丈夫な体に産んでもらい、育ててくれた今は亡き両親、そして武三支部に入



って25年、役員や事務員、支部員の方々のおかげでここまでくることが出来ました。本当に感謝しております。これからも、お客様の様子に合わせて声かけのタイミングや言葉づかいに気をつけた接客を行いつつ、支部で行う小グループの研修で学んだことを日々の運転にいかしていきたいと思

内田雅彦さん 全個人タクシー協議会

初めての営業の時、教官が「あとは一人がんばれ」と言って車を降り、最初にお乗りいただいたお客様のことを、



今でも鮮明におぼえています。あれから30年以上が経ちました。多くの先輩方や同僚、家族に支えられて来たのはもちろんですが、多くのお客様に「運転手さん助かったよ、ありがとう」や「がんばってくださいね」とお声がけいただいたことが励みになり、今日の自分があると思っています。これからも一回一回のお仕事に真剣に取り組んでまいります。

行政処分状況

処分日	氏名	住所	処分内容(車両停止)	違反事項	違反概要	点数
9月12日	山田政雄	新宿区	20日車	特措法第16条の4第1項他	運賃変更届出違反他	2点

不適正営業集計表 (街頭営業適正化指導規程)

発生月	警告事案	処分事案	処分事案(加重)	合計
令和5年8月	9	0	0	9
令和5年9月	6	1	0	7

処分事案対処報告書 (街頭営業適正化指導規程)

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
都営協	事業団支部	M・M	R5.7.11	新橋駅東口バス停	進入禁止無視		表示灯使用停止・換金停止

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和5年9月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
東個協	足立第一支部	T・K	R5.6.7	新橋駅東口バス停	進入禁止無視		表示灯使用停止・精算停止・無線営業停止・講習1日
東個協	葛飾第一支部	A・K	R5.7.11	新橋駅東口バス停	進入禁止無視		表示灯使用停止・精算停止・無線営業停止・講習1日

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和5年10月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

計報

氏名	所属団体	享年	病名
9月			
本田 福作	(東個協・足立第二)	73	胆嚢癌
醍醐 良昭	(東個協・練馬)	66	低酸素血症
福永 浩士	(東個協・杉並第二)	56	不明
10月			
辻 忠彦	(東個協・練馬)	78	不明
石龍 聖舟	(都営協・城北)	73	肺癌

ご冥福をお祈り申し上げます

警視庁主催 電動キックボード交通安全教室

11月15日(水)午後2時より、世田谷区喜多見の警視庁交通安全教育センターにて、初の「電動キックボードに特化した交通安全教室」が開催され、電動キックボード販売事業者やタクシーをはじめとした交通団体関係者、約250名が参加しました。



大窪交通部長による開会挨拶

7月1日に改正道路交通法が施行され、電動キックボード等の特定小型原動機付自転車の交通ルールが変更となりました。その後、電動キックボードの都内事故件数が増加傾向にあり、改正前の事故件数は平均で月3件だったものが、改正後は平均で月13件となっています。これらの交通事故を防止するため、利用者に対する交通安全教育とともに電動キックボード販売事業者や交通団体関係者に向けて、初の警視庁主催交通安全教室が開催されることとなりました。

警視庁大窪雅彦交通部長より「警視庁では電動キックボードに関する事故への対応を積み重ねてきましたが、その内容を分析する中、電動キックボードに特徴的な傾向が見え始めております。そこで今日は電動キックボードの特徴的



電動キックボードの車両特性についての説明

な事故の再現をし、それを見ていただくことで電動キックボードの車両特性や自動車の見え方などについて目や耳の五感で体験していただきます。そしてこれからの事業者の交通安全管理に活かしていただきたいと思えます」と挨拶が行われ、スタントマンによる模擬交通事故の再現(スケアードストリート)を行い、事故が起きやすい状況と注意点について説明が行われました。



横断歩道を渡る歩行者との事故を再現

警視庁主催 高齢タクシードライバー交通安全教室

自分の年齢と衰えを自覚した運転を

自己の運転特性を再認識する機会として、10月11日(水)午後1時より、世田谷区喜多見の警視庁交通安全教育センターにて、「高齢タクシードライバー交通安全教室」が開催され、個人タクシーから14名が参加し、テストコースにおける実技と座学等を通して安全運転の基本を再確認しました。

実技講習では、急ブレーキを適切に踏み体験とともに視覚の情報を判断・操作するためにかかる時間と距離を実感し、スピードを抑えて常に危険予測をしながら、年齢に合わせた運転をする



「今まで培ってきた経験や知見をさらに深めていただきたい」と開会挨拶を行う川嶋交通安全担当管理官

ることの大切さを学びました。

最後に矢作交通安全教育係長より「今日はどうだったでしょうか。毎回そうなのですが、ほとんどの方はブレーキが踏めていません。しかし、これは仕方のない話でもあります。高齢になるにつれて反応時間というものはどうしても長くなり、これは鍛えてどうにかするということも出来ないそうです。それではどうしたらよいのでしょうか。それは自分の衰えを自覚していただき、速度を抑えて予測運転をするようにすることです。皆さんはまだまだ現役で働ける年齢です。どうぞ自覚することを忘れず、安全運転をお願いします」と講評をいただき、教室は終了しました。



空気圧が低いことにより走行性能が低下する状況を実際に見学